十和田市LINE公式アカウント 連携サービス提供事業者募集要領

目 次

1.	目的
2.	事業概要
3.	応募資格
4.	失格事項4 -
5.	応募等の手続 4 -
6.	審査 6 -
7.	契約
8.	その他
9.	お申込み・お問い合わせ窓口 8 -

十和田市 LINE公式アカウント連携サービス提供事業者募集要領

1. 目的

十和田市では、LINE公式アカウントを通じ、十和田市の行政、イベント、防災など、様々な情報を効率的かつ確実に市民へ届けるとともに、市民サービスの向上及び業務の効率化を図るための機能を拡張した、LINE公式アカウント連携サービス提供を行う事業者を募集します。

この要領は、十和田市 L I N E 公式アカウント連携サービスを提供する民間事業者の募集に関し、必要な事項を定めたものです。

<u>2. 事業概要</u>

(1) 事業名

十和田市 L I N E 公式アカウント連携サービス提供事業

(2)内容

「十和田市 L I N E 公式アカウント連携サービス提供事業仕様書」のとおり

(3) リリース開始時期

令和5年9月1日(金)

- (4) 令和5年度提案上限額
 - 3,124,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

上記の提案額は、事業内容の規模を示すものであることに留意するとともに、提案見積書 (様式5)を提出する際には、上記の提案上限額を超えないようにしてください。

3. 応募資格

応募可能な者は、次の条件をすべて満たす法人(以下「応募者」という。)とし、応募者の所 在地は市内、市外を問いません。

- (1) 日本国内の法人であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号の規定に該当 するものでないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (4) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (5) 十和田市暴力団排除条例(平成23年条例第39号)第7条に規定する措置の対象に該当していないこと。
- (6) 本市から現に指名停止を受けていないこと。
- (7) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (8) 市区町村の発注による本事業の内容と類似の業務について、元請けとして受注し、かつ 提供サービスが稼働運用中である実績を有している事業者であること。
- (9) この要領に規定する内容を遵守できること。

4. 失格事項

次の事項のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1)上記「3. 応募資格」に規定する要件を満たしていないことが判明した場合。
- (2) 提案上限額を超える金額で見積書を提出した場合。
- (3) 申請書類の提出期限を守らない場合(市が補正を認めた場合は除く。)。
- (4) 申請書類に虚偽又は不正があった場合。
- (5) 市がプレゼンテーションを開催するに至った場合において、特別の事由がなく、市が指定 するプレゼンテーションへの不参加又は時間に遅れた場合。
- (6) その他、選定に対して不当な要求その他不正行為があったと市長が認める場合。

5. 応募等の手続

(1) 公募等のスケジュール

公募及び事務手続きに関する主なスケジュールは、次のとおりとします。

手続き	期日
公募の公告	令和5年6月 1日(木)
質問書(様式1)の受付	令和5年6月 1日(木)~ 令和5年6月 6日(火)午後5時
質問書(様式1)の回答	令和5年6月 7日(水)午後5時
応募書類の提出	令和5年6月 1日(木)~ 令和5年6月13日(火)午後5時
選考	令和5年6月20日(火)
優先候補者及び次点候補	令和5年6月20日(火)
者の決定	
選定結果の通知	令和5年6月21日(水)
選定結果の公表	令和5年6月22日(木)

(2) 質問の受付及び回答

応募書類の提出に当たって質問がある場合の受付方法及び回答方法は以下のとおりです。

ア 受付方法

市ホームページから「質問書(様式1)」をダウンロードし、必要事項を記載の上、令和5年6月6日(火)午後5時までに電子メールの送信により提出してください。提出先は「9. お申込み・お問い合わせ窓口」を参照。送信の際は、メールの件名を「質問書(社名又は個人名)」としてください。なお、電話、来訪による質問は受け付けしません。

イ 回答方法

回答は、正当な利益を害する恐れがあるものを除き、令和5年6月7日(水)午後5時 に市ホームページへ掲載します。

(3) 応募に関する提出書類

- ア 提案資料届出書(様式2)
- イ 事業提案書(その1~6)(様式3-1~6)
- ウ 誓約書(様式4)
- 工 提案見積書(様式5)
- 才 会社概要
- カ 直近3年間の決算書(貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書)
- キ その他必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

(4) 応募書類の受付期間等

ア 受付期間

令和5年6月1日(木)から令和5年6月13日(火)まで(土日を除く。)

イ 提出方法

郵送(簡易書留により必着とします。)

ウ 提出先

十和田市企画財政部情報政策課 〒034-8615 十和田市西十二番町6番1号

工 提出部数

正本1部、副本9部

オーその他

応募書類の提出に当たっては、この要領及び質問の回答に留意してください。

6.審査

(1)審查方法

市職員で構成される、十和田市 L I N E 公式アカウント連携サービス提供事業に係る公募型プロポーザル選考委員会(以下「選考委員会」という。)において審査を行います。

(2)優先候補者及び次点候補者の選定

提出書類の内容を「(5)審査項目及び評価事項」に基づき審査を行い、審査委員の評価 が最も高かった事業者を優先候補者に、次いで評価の高かった事業者を次点候補者に選定 します。

(3) 応募者多数の場合の事前審査

応募者が5者を超える場合は、書類選考による事前審査を行う場合があります。事前審査

の選考結果はメールにて通知します。

(4) 委員及び審査の内容について

選考委員会の委員及び審査の内容は、公平・公正な審査を期すため、原則、非開示・非公表とします。

(5)審査項目及び評価事項

審査項目及び評価事項は次のとおりとします。

審査項目	評価事項
導入及び稼働実績	・市区町村での豊富な導入実績があり、本事業を円滑に
	遂行できるサポート体制か
サービスの概要・特徴	・利用者がわかりやすく便利な機能となっているか
	・管理画面が使用しやすいか
導入時及び運用開始後のサポ	・導入時及び運用開始後の各段階においてサポート体
一卜体制	制が充実しているか
セキュリティ	・障害時の対策、データ保護の考え方が整理されてお
	り、情報漏えいを防止する対策が十分確保されている
	か
拡張性	・最近の各市区町村でニーズの高まりを見せているサ
	ービスへの対応や今後の機能追加予定があるか
独自提案	・他社にない先進的で便利な機能や利用者数を増やす
	画期的なサービスの提案があるか
事業者の経営状況	・財務諸表により、当該事業者が健全経営であるか
見積価格	・経済性に優れているか

(6) プレゼンテーション

必要に応じて、プレゼンテーションを実施する場合があります。この場合、令和5年6月 20日(火)に実施する予定としており、実施の有無は令和5年6月15日(木)までにメ ールにて通知します。

7. 契約

(1)契約の締結

契約の締結は、優先候補者と本市との間で協議を行い、協議が成立した場合に地方自治 法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき随意契約を締結します。

(2) 優先候補者と契約に至らなかった場合

優先候補者と契約に至らなかった場合は、次点候補者と協議を行います。

8. その他

- (1) 応募に関する事前説明会は開催しません。
- (2)提出期限後の申請書等の書類の変更は認めません。
- (3)参加表明後、辞退をする場合は、速やかに辞退届(様式6)を「9. お申込み・お問い 合わせ窓口」まで提出してください。
- (4)提出された申請書等の書類は返却しません。
- (5) 本募集に係る書類等の作成及び提出等に係る一切の費用は、事業者の負担とします。
- (6)候補者に決定した応募者が提出した書類は、その全部又は一部を公表する場合があります。 この場合、応募者の利益を害する恐れがあると認められる情報は公表しないものとします。
- (7) 本募集要領に定めのない事項については、本市と協議の上決定します。

9. お申込み・お問い合わせ窓口

十和田市企画財政部情報政策課 担当 山﨑

〒034-8615 青森県十和田市西十二番町6番1号

電話 0176-51-6711 (直通) FAX 0176-24-9616

E-mail joho★city.towada.lg.jp

※ (★を@に置き換えてください)